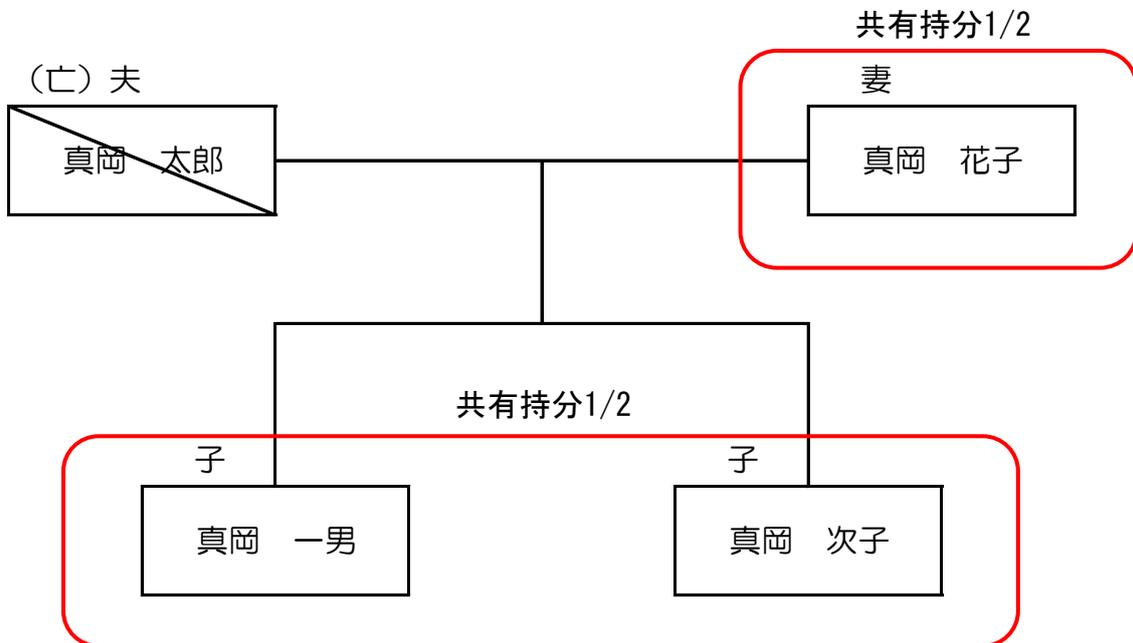


未相続農地の利用権設定について

未相続農地に利用権設定する場合、利用権の設定期間が20年以内であれば、**共有持分の2分の1を超える同意で手続きが可能となります。**

(例)



上記の例の場合、妻に1/2、子2人に1/2の共有持分があります。
妻、子1人の同意があれば、関係権利者のうち、半分を超えることができます。

詳細については農業委員会、農業公社までお問い合わせください。

真岡市農業委員会
TEL0285-83-8188
真岡市農業公社
TEL0285-83-9931